

別表（第4条関係）

補助率、上限額	補助回数	補助対象経費		補助要件	対象外経費	その他
<p>○補助率 2分の1</p> <p>○補助上限額 申請時におけるICTの活用が見込まれる職員数（常勤換算）に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～10人 100万 ・11～20人 160万 ・21～30人 200万 ・31人～ 260万 <p>※職員数は原則、常勤換算上の人数を数えるが、居宅を訪問してサービスを提供する職員や管理者・生活相談員は、常勤・非常勤問わず実人数として差し支えない。</p>	<p>1事業所1回</p> <p>※ただし、補助上限額の範囲内であれば、2年目以降の補助も可能。 その場合、2年目以降の補助上限額は、左記補助上限額から、それまでの補助額を除いた金額となる。</p> <p>例) 職員31人以上の事業所が1年目に100万円の補助を受けた場合 260万-100万=160万 →160万が2年目の補助上限額になる。</p>	<p>(1) 介護ソフト</p> <p>※介護記録、情報共有、標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。 ※タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されているものを推奨する。</p>	<p>○ 介護事業所における記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）。</p> <p>○ 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」の連携対象となる介護サービス事業所の場合は、最新版の標準仕様に準拠した介護ソフトであること。(※2)</p> <p>○ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p>	<p>(1) ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと 以下を参考にすること。 ・「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版（※3）」 ・「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2（※4）」 ・「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集（※5）」</p> <p>(2) ICT導入計画を作成すること 以下の内容が盛り込まれていること。 ・導入する意義・目的 ・導入する機器等 ・期待される効果 ・LIFEの利用申請の有無 ・ケアプランデータ連携システムの利用申請の有無（予定含む） ・ケアプランデータ連携システム以外のシステムを使ったデータ連携の有無（予定含む） （有の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等） ・文書量を削減させる計画の有無 （有の場合は、具体的な文書の種類や見込み量等）</p> <p>※ 計画作成の際に、ICT導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討し、必要に応じて計画に盛り込むことが望ましい。</p> <p>(3) LIFEに協力すること ・タブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。</p> <p>(4) セキュリティ対策を行う ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること（※6）。 ・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版（※7）」を参考に、十分なセキュリティ対策を講じること。</p> <p>(5) 導入効果の報告を2年間行う ・導入翌年度及び導入翌々年度に、「厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室」に、導入製品の内容や導入効果等を報告する。（※8） ・ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。</p> <p>※ ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。</p>	<p>○交付決定前に導入した機器 ○介護ソフトを開発する際の開発基盤 ○事業所に設置するパソコンやプリンター ○通信費 ○消費税 ○経済産業省で行う「IT導入補助金」等、他の補助金事業で補助を受ける部分 ○「茨城県ロボット介護機器普及支援事業」の対象となるもの</p>	<p>○応募額により、補助率や補助台数、1法人における応募数を制限することがある。 ○導入方法がリース・レンタルによるもの場合、対象となるのは令和6年3月31日までの支払い分までとなる。</p>
		<p>(2) 情報端末</p> <p>○ 介護現場で利用者の情報を確認し、その場で介護記録を完結できる、タブレット・スマートフォンなど、ICT技術を活用したもの。</p>	<p>○ タブレットを導入する場合は、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助費(※1)の環境が実現できている場合に限る。 目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。</p>			
		<p>(3) 通信環境機器等</p> <p>※ 機器の購入・設置のための費用のみとし、通信費は対象外とする。</p>	<p>○ (1) (2) を利用するためのWi-Fiルーター及びWi-Fi環境を整備するための必要経費。</p>			
		<p>(4) 保守経費等</p>	<p>【例】 ・クラウドサービス ・保守・サポート費 ・導入設定 ・導入にあたっての職員のスキルアップ研修 ・セキュリティ対策 ・ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費</p>			
		<p>(5) バックオフィス業務のためのソフト導入経費</p> <p>※既に、事業所内で一気通貫(※1)の環境が実現できている場合に限る。</p>	<p>【例】 ・勤怠管理 ・シフト表作成 ・人事、給与 ・ホームページ作成等</p>			

*1 介護事業所における記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を、転記等の業務が発生せずに行うことが可能であること。
*2 (標準仕様掲載先) 厚生労働省 介護現場におけるICTの活用 3.介護現場における情報連携の促進
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>
*3 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版（厚生労働省老健局）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>
*4 介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2
概要版：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/ICT_Guide_summary.pdf
本文：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/ICT_Guide.pdf
*5 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/ICT_Points.pdf
*6 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取組むことを自己宣言する制度
<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/index.html>
*7 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html
*8 具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途通知する。